

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に係る未支給の保険給付（以下「未支給の保険給付」という。）、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A市所在のBに雇用され、配送業務等に従事していたところ、昭和〇年〇月〇日、軽トラックを運転中、4トントラックに追突され受傷した（以下「本件災害」という。）。

被災者は、C病院に受診し「右膝打撲、腰部打撲、頭部外傷I型、頸部捻挫」（以下「原傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）し、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第7級の認定を受け、同等級に応ずる障害補償年金を受給した。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日、残存する障害の状態が悪化したとして、監督署長に対し障害補償給付変更請求を行ったが、同月〇日、入院加療中のD病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「後腹膜膿瘍」、その原因は「十二指腸穿孔」、直接には死因に関係しないがその傷病経過に影響を及ぼした傷病名は「右下腿壊死」であった。

請求人は、監督署長に未支給の保険給付の請求をするとともに、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者には障害等級第7級を超える障害は認められず、また、被災者の直接死因と原傷病との間に相当因果関係は認められないとして、

これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、被災者に残存する障害の程度が障害等級第7級を超えるものと認められるか否か及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、原傷病の治療上使用された薬剤（副腎皮質ホルモン剤等）の副作用により被災者が糖尿病を発症し、その増悪によって全身状態が高度に悪化し死に至ったことから、被災者に残存する障害の悪化及び死亡はいずれも業務上の事由によるものであると主張するので、以下検討する。

(2) 被災者の主張する被災者に残存する障害の悪化と原傷病との関連について

E医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署（以下「監督署」という。）受付の意見書において、被災者に残存する障害の状態である「右足趾血流不全」（平成〇年〇月〇日付け障害補償給付変更請求書裏面診断書記載）と原傷病との因果関係について、「因果関係はないと思われる。その根拠は（「右足趾血流不全」は）糖尿病並びに慢性腎不全による血管の変化であると思われるから。」と述べている。また、F医師も、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「経過が不明であるため因果関係を論じることができない。ただ、交通事故として

記載されている病名は、右足趾壊疽の原因になったと考えられる虚血を来すことではないと考えられる。」と述べている。さらに、G医師も、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、原傷病との因果関係は認められない旨述べている。

これに対し、請求人らも、「右足趾血流不全」と原傷病との直接の因果関係は主張していないものの、原傷病の治療に用いられた薬剤（副腎皮質ホルモン剤等）の副作用により、糖尿病に罹患し、その結果、「右足趾血流不全」を来したと主張しているため、この点について、以下検討する。

H医師は、平成〇年〇月〇日付け相談記録において、「災害直後の診療内容が不明であり、当時の診療内容と糖尿病の関連について、医学的に述べることは不可能である。」と述べ、さらに、「本来糖尿病は、本人の体質及び生活習慣病に由来する傷病であり、硬膜外ブロックを始め、鎮痛剤の投与により糖尿病が発生するという医学的知見はないものである。」と述べている。さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、H医師の意見を肯定するとともに、「硬膜外ブロックに使用されるステロイド薬は急性期の炎症に対して行われるものであり、長期的には使用しないことから、被災者の罹患した糖尿病はステロイド薬によって発症したものではない。」と述べている。

当審査会としても、請求人らの主張するようにステロイド薬等の薬剤により一過性に高血糖になる可能性は否定しないものの、被災者の糖尿病の経過に鑑み、H医師、I医師の意見は妥当であり、被災者において原傷病と糖尿病及びその血管障害である「右足趾血流不全」とは相当因果関係を認めないと判断する。

(3) 被災者の死亡と原傷病との関連について

請求人は、被災者が原傷病の治療経過の中で、薬剤の副作用等により病状が悪化したことなどのストレスにより十二指腸穿孔を発症し、死亡したと主張している。これに対し、G医師は、上記意見書において、「原傷病と十二指腸穿孔→後腹膜膿瘍との因果関係は認めない。」と述べている。また、H医師も上記相談記録において、「十二指腸潰瘍については、外傷直後であれば考えられなくもないが、外傷より数十年経過した現段階との因果関係は認められるものではない。」と述べている。さらに、I医師は、上記鑑定書において、「人工透析の合併症として、虚血性腸炎があり、十二指腸にも発生する。被災者の場合、虚血

性腸炎を発症し、十二指腸穿孔を来し、後腹膜膿瘍により死亡されたと考えるのが妥当である。私病である糖尿病から糖尿病性腎症を発症、人工透析中に虚血性腸炎、十二指腸穿孔を発症し、後腹膜膿瘍で死亡されたもので、労災事故との因果関係は認められない。」と述べている。

当審査会としても、被災者の原傷病の経過等に鑑み、被災者の死亡と原傷病との間に相当因果関係があるとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした未支給の保険給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。